

## 岩手県立大学総合政策学会誌『総合政策』投稿論文審査要領

### 1. 審査の目的

投稿された論文が、以下に示す審査基準に照らして掲載が可能であるかどうかを判定することが審査の目的です。

### 2. 審査基準

投稿された論文は、以下の項目に照らして査読者が総合的に審査し、4により審査の判定を行います。なお、評価にあたっては別添のチェックリストをご利用ください。

分野：投稿規程1の基本事項に示した内容であること。

体裁：形式や記述方法が投稿規程に準拠していること。

論理性：論旨の展開が明快で、記述が簡潔・明瞭であること。

新規性：内容に新たな知見がもりこまれていること。

信頼性：結論等を信頼するのに足る根拠考察が示されていること。

有用性：得られた結論等が特定地域あるいは広域あるいは将来的に有用であること。

分野、体裁、論理性は全ての原稿に適用されます。

新規性、信頼性については原稿の種類や内容に応じて重点のおかれ方が異なります。

有用性については審査項目の対象としない分野もあります。

### 3. 査読者について

査読者は2名で構成され、編集委員会から原稿を送付されてから1ヶ月以内に審査を行い、編集委員会に結果を返送します。

審査用紙と原稿コピー1部を送りますので、原稿には指摘事項を赤ペンまたは鉛筆で、審査用紙には黒ペン（ワープロ可）で記入して下さい。

### 4. 審査の判定と原稿の修正

論文は2の基準に照らした審査の結果、以下のいずれかに判定されます。

(1) そのままで掲載可。

(2) そのままでは掲載できないが、指摘事項に対する修正で掲載条件を満たせる。

(3) 論文の内容または形式に大きな問題点があり、抜本的な修正を必要とする。

(4) 掲載不可。

(2)と判定された論文の投稿者には、掲載の条件が具体的に指示されるので、指摘に沿って原稿を修正して下さい。指摘に対して異論がある場合は、論拠を著者回答として編集委員会に明示して下さい。指摘事項に対する修正、正当性の主張、改善が適切であると判断されれば掲載可となります。

なお、指摘事項に対して、修正、正当性の主張、改善などが行われない場合には、(4)と判定されることがありますので注意して下さい。

(3)と判定された論文の投稿者は、修正・改善の後、再査読となります。指摘された個々の問題点について回答しておくことが望ましい。再査読の結果については、最初の査読と同様に、(1)～(4)のいずれかに判定されます。

(4)と判定された論文の投稿者には、掲載不可とする理由が明示されます。ただし、一方的な判定にならないように、原則として1回の審査で掲載不可の結論はだしません。

なお、修正原稿の提出期限は編集委員会から発送後1ヶ月以内です。期限を過ぎた原稿は、投稿者が取り下げたものとして自動的に処理されますので注意して下さい。